

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十号

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県立病院使用料及び手数料条例施行規則（昭和二十四年広島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ケミカルピーリング料、分べん料」を「ケミカルピーリング料、人工授精料、採卵及び培養料、胚移植料、補助孵化料、卵子又は受精卵処理料、融解胚移植料、顕微受精料、精液検査料、精子、卵子又は受精卵機能検査料、精巢精子回収料、精巢上体精子回収料、精子精密処理料、卵子又は胚凍結保存料、卵子又は胚融解料、精子凍結保存料、精子融解料、分べん料」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。